

愛媛県視聴覚福祉センター

指定管理者募集要項

令和5年8月

愛 媛 県

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務及び管理の基準	3
4	指定期間	4
5	管理運営に要する経費	4
6	申請資格等	5
7	募集要項の配布、現地説明会等	6
8	参加意思表明書の提出	7
9	申請の手続	8
10	指定管理者の候補者の選定	9
11	指定管理者の指定及び協定の締結	10
12	業務開始前に管理の実施が困難になった場合 における措置に関する事項	11
13	指定期間満了前の取消し	12
14	その他	13
15	添付資料	13
16	問合せ先	13
別紙1	指定管理者募集スケジュール	14
別紙2	提出書類一覧	15

愛媛県視聴覚福祉センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

愛媛県視聴覚福祉センター（以下「視聴覚センター」という。）などの地方自治体の公の施設（一般住民が利用する施設）の管理運営を行う者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づきこれまで公共的な団体に限られていましたが、平成15年6月の地方自治法の改正（同年9月施行）により、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、民間事業者も対象となる「指定管理者制度」が創設され、平成18年4月1日から令和6年3月31日までの18年間、公募により選定された民間の指定管理者が管理運営を行っています。

この度、愛媛県では、視聴覚センターの指定管理者の更新の時期を迎え、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条の規定及びこの要項に定めるところにより、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで5年間の視聴覚センターの指定管理者を、広く募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

愛媛県視聴覚福祉センター

(2) 所在地

愛媛県松山市本町6丁目11番5号

(3) 面積

① 敷地面積 1,973.31㎡

② 総延床面積 3,756.00㎡

③ 建物概要

名称	構造等	建築時期
センター棟	鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建	平成7年11月
駐車場	乗用車20台（うち身体障がい者用2台）	

(4) 法的位置付け

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく視聴覚障害者情報提供施設（無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の便宜を供与する施設）

(5) 設置目的

視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。

(6) 施設概要

視聴覚障がい者の自立促進施設として、各機能（主な事業を例示）を相互に関連させ、総合的なサービスを提供します。なお、視聴覚センターの施設等については、添付資料2の「愛媛県視聴覚福祉センター施設等概要」を参照してください。

業務区分	主な事業内容
① 視覚障がい者情報提供	○ 点字図書・録音図書の閲覧・貸出し ○ 点字・録音図書の製作 ○ 点字印刷物の製作 ○ 聴読サービス ○ 各種相談事業 ○ 点字図書館等情報化推進事業 ○ 点字広報等発行事業 など
② 聴覚障がい者情報提供	○ 字幕（手話）入りDVD等の管理・貸出し・製作 ○ 磁気テープやOHCの貸出し ○ 各種相談事業 ○ 聴覚障がい者情報提供施設情報化推進事業 ○ 手話通訳設置事業 ○ 字幕入り映像ライブラリー運営事業 ○ 高齢難聴者に対する補聴器相談 など
③ 中途視覚障がい者生活訓練センター	○ 歩行訓練 ○ 日常生活訓練 ○ コミュニケーション訓練 など
④ 聴能訓練	○ 聴覚障がい児に対する発音・言語指導、コミュニケーション指導、保護者支援 など
⑤ ボランティア養成・交流活動促進	○ 点字、音訳、手話、要約筆記、字幕製作のボランティアの養成 ○ ボランティアグループへの出張指導 など
⑥ 視聴覚障がい者文化活動等支援	○ 視聴覚交流サロン ○ 視聴覚障がい者文化活動発表会 など
⑦ その他関連施設提供	○ 会議や研修などに必要な会場の提供 ○ 視聴覚障がい者団体の活動支援 など

(7) 開館年月日

平成7年11月1日

(8) 総事業費

約14億円

(9) 業務概要（愛媛県視聴覚福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第58号。以下「視聴覚センター条例」という。）第2条に基づく視聴覚センターの業務）

- ア 点字図書館に関すること。
- イ 点字図書及び視覚障害者用の録音物の製作並びに点字出版に関すること。
- ウ 聴覚障害者情報提供施設に関すること。
- エ 聴覚障害者用の録音物の製作に関すること。
- オ 視聴覚障害者の各種相談に関すること。
- カ 点字奉仕員等の養成その他視聴覚障害者の福祉に関するボランティア活動の促進に関すること。
- キ 視聴覚障害者の文化活動の支援に関すること。
- ク 視覚障害者の生活訓練に関すること。

- ケ 聴覚障害者の聴能訓練に関すること。
- コ 各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。
- サ その他必要な業務

(10) 事業実績等

視聴覚センターの運営体制、事業実績等については、添付資料3の「愛媛県視聴覚福祉センター実績概要」を参照してください。

(11) その他

施設及び事業の概要については、視聴覚センターのホームページも参照してください。

<http://www.sityoukaku.pref.ehime.jp/>

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

(1) 指定管理者が行う業務（視聴覚センター条例第3条）

- ア 視聴覚センターの事業の実施に関する業務
- イ 視聴覚センターの利用の許可に関する業務
- ウ 視聴覚センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- エ 視聴覚センターの利用の促進に関する業務
- オ 視聴覚センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- カ その他知事が定める業務

(2) 管理の基準

- ア 開館時間、休館日及び利用の許可等
視聴覚センター条例の規定のとおりとします。
- イ 個人情報の保護
指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。
- ウ 情報の公開
指定管理者には、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第36条の規定により、情報公開に関する努力義務が課せられます。
- エ 行政手続条例の適用
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）が適用されます。
- オ その他
上記のほか、指定管理者は、視聴覚センターの管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者は、視聴覚センターの業務を行い、管理運営の効率化と利便性の向上を図るよう努めてください。
- イ 業務の内容の詳細は、添付資料1の「愛媛県視聴覚福祉センター指定管理者業務仕様書」を参照してください。
- ウ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただ

し、業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。

エ 次の事業は、各事業の実施要綱によるものであり、令和5年度の実施要綱、事業計画書及び委託契約金額は別添資料の「その他センターの事業運営に必要な業務」のとおりです。（当該事業は、視聴覚センターで実施することが望ましい事業ですが、実施することが申請要件ではありません。）

(ア) 手話通訳者養成研修事業

(イ) 要約筆記者養成研修事業

4 指定期間

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、この期間は愛媛県議会での議決により確定することとなりますので、留意してください。

5 管理運営に要する経費

視聴覚センターの管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項の規定する利用料金制を採用します。指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金（以下「利用料金」という。）、愛媛県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）及び利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入（以下「自主事業収入」という。）をもって、管理運営業務を行うものとします。

(1) 利用料金

利用料金の額は、視聴覚センター条例第14条の規定に基づき、あらかじめ知事の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとなります。

(2) 委託料

委託料の額は、毎年度119,837千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。

なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。

(3) 自主事業収入

自主事業収入は指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ愛媛県と協議し、必要な許可を得ておく必要があります。（指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。）

(4) 委託料の支払方法

委託料の支払い時期については、原則として四半期ごとの前払金となります。

なお、経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

6 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有する法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。（「8 参加意思表明書の提出」を参照）

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(7) 成年被後見人又は被保佐人

(4) 破産者で復権を得ない者

(9) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(5) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 申請資格の留意事項

ア 「社会福祉事業に関する活動実績を有する法人等の団体」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を申請日時点で1年以上実施している法人等の団体をいいます。

イ 「団体」は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

7 募集要項の配布、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間	令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの平日
イ 配布時間	午前8時30分から午後5時15分まで
ウ 配布場所	愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
エ 郵送を希望する場合	郵送を希望する場合は、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号A4判用）を同封の上、配布場所宛に請求してください。（8月28日（月）必着）
オ その他	募集要項等については、愛媛県のホームページからも取り込むことができます。 http://www.pref.ehime.jp/

(2) 現地説明会

ア 日時	令和5年8月24日（木） 午前10時00分から2時間程度
イ 場所	視聴覚センター3階研修室
ウ 内容	① 募集要項及び業務仕様書の説明 ② 施設見学
エ 申込方法等	① 令和5年8月14日（月）までに、別添の現地説明会参加申込書（様式6）を電子メール又はファクシミリで愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課へ提出してください。 ② なお、申請を行う場合は、できるだけこの説明会に出席してください。
オ 留意事項	① 申込期限までに参加の申込みがない場合は、現地説明会の開催をとりやめます。（参加を希望する場合は、必ず申込みを行ってください。） ② 説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。（施設の管理運営の現状等に関する説明については、同団体が行う場合があります。）

(3) 資料の閲覧

ア 閲覧資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事竣工図等 ・ 関係規程等 ・ 令和5年度保守点検等委託契約に係る仕様書 ・ 令和3・4年度事業の実施状況資料 ・ 作成・発行した冊子、情報誌
イ 閲覧期間	令和5年8月1日（火）から9月29日（金）まで
ウ 閲覧時間	午前9時から午後5時まで
エ 閲覧場所	視聴覚センター2階点字図書閲覧室

オ 留意事項	<p>① 閲覧を希望する場合は、あらかじめ愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課に連絡し予約の上閲覧してください。</p> <p>② 資料の持ち出しは禁止とします。なお、閲覧場所内における筆記、持ち込んだ機器等による複写は可とします。</p> <p>③ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。</p> <p>④ 閲覧期間は、8月31日（木）以降は、参加意思表明書（様式1）を提出した法人等に限定します。</p>
--------	--

(4) 募集に関する質問

募集に関する質問を次により受け付けます。

ア 受付期間	<p>第1回：令和5年8月1日（火）から8月21日（月）</p> <p>第2回：令和5年9月4日（月）から9月11日（月）</p> <p>なお、第2回目の受付は、参加意思表明書（「8 参加意思表明書の提出」参照）を提出した法人等のみに限定します。</p>
イ 受付方法	<p>別添の質問票（様式7）を電子メール又はファクシミリで愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課まで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。</p>
ウ 質問に対する回答	<p>① 質問事項に対する第1回目の回答は、8月28日（月）に行います。</p> <p>② 2回目の回答は、参加意思表明書を提出した全ての法人等に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付します。（最終回答は9月20日（水）までに行います。）</p>

8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、「参加意思表明書」（様式1）の提出が必要となります。（参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申請の資格があります。）

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を提出した者は、所定の期日までに本申請を行う必要があります。

(1) 提出期間

令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）とします。

なお、郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）の場合は、8月31日（木）午後5時15分までの必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。（ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。）

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出があった法人等の名称等については、公表する場合があります。

9 申請の手続

申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出してください。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙2）を参照してください。

(1) 提出書類

- | |
|---|
| ア 指定管理者指定申請書 |
| イ 視聴覚センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書 |
| ウ 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書 |
| エ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類 |
| オ 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書 |
| カ 申請者の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。） |
| キ 役員名簿 |
| ク 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書 |
| ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書 |
| コ 印鑑証明書 |
| サ 提出書類のうち該当のないものについての申立書 |

(2) 提出部数

正本1部及び副本15部（副本は複写可）とします。

(3) 提出期間

令和5年9月22日（金）から令和5年9月29日（金）までの執務時間中とします。ただし、郵送等の場合は、9月29日（金）午後5時15分までに必着とします。
--

(4) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。

(5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、申請者に帰属します。ただし、愛媛県は指定管理者の公表等必要な場合は、申請者の許諾を得ることなく申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 申請のあった法人等の名称等は、公表します。

ウ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

エ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

オ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書又は収支計画書を提出することはできません。

ウ 書類審査前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

エ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例、視聴覚センター条例、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を承知の上で申請してください。

オ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式9）を提出してください。

(7) その他

参加意思表明書を提出した法人等が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。

なお、その場合には、当該する法人等へ別途通知します。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項の規定により、知事が選定します。

なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会が書面審査及び面接審査（提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリング）により審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を知事へ報告するものとします。

(2) 選定基準

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項に規定する選定基準に基づき、総合的に評価します。

なお、選定基準ごとの審査項目及び配点は次のとおりです。

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
ア 視聴覚センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること	① 一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか。	必須
	② 計画書に沿った管理運営を行う経営基盤、能力を有すると認められるか。 また計画全体の内容が創意工夫に富み具体的、現実的か。	30
	③ 事業計画が施設の目的を効果的かつ効率的に達成するための内容となっているか。	10
	④ 適正かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。	10

イ 視聴覚センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること	⑤ 利用促進に向けた積極的な取り組みが計画されているか。	10
	⑥ 利用者の利便性の向上に対する積極的な取り組みが計画されているか。	10
	⑦ 収入確保及び経費縮減に対する積極的な取り組みが計画されているか。	10
合計点		80

(3) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書若しくは収支計画書を提出した場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ 審査会委員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ク 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とするのがふさわしくないと認められる場合
- ケ その他不正な行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、全ての申請者に対して書面で通知した後、愛媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、審査会での議論の過程や選定理由等についても公表する場合があります。

(5) 留意事項

- ア 面接審査の日時、場所等については、申請者に対して書面で通知します。
なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審査を省略する場合があります。
- イ 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の候補者として適当かどうか総合的に判断する場合がありますほか、審査会による審査自体を省略する場合があります。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、愛媛県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補者の選定」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案が愛媛県議会に上程され、議決されれば、知事が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

愛媛県と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業（収支）計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにお

いて明確化した事項に基づいて協議の上、視聴覚センターの管理運営に関する協定を締結します。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

(3) 協定の主な内容

ア 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 利用料金に関する事項
- (ウ) 県が支払うべき委託料に関する基本的な事項
- (エ) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (オ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (カ) 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- (キ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (ク) 指定期間に関する事項
- (ケ) リスクの管理・責任分担に関する事項
- (コ) その他

イ 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項等を定める協定です。

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に県が支払うべき委託料に関する事項
- (ウ) その他

(4) その他

ア 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができることとします。

イ 協定締結後、指定管理者は、令和6年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等が取消しとなった場合は、原則として「10 指定管理者の候補者の選定」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- (1) 愛媛県議会において指定に係る議案が否決されたとき
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることがふさわしくないと認められるとき
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- (6) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき

13 指定期間満了前の取消し

(1) 愛媛県による指定の取消し

愛媛県は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

- ア 指定管理者が業務の履行に関し不正行為を行ったとき
- イ 指定管理者が愛媛県に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき
- オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき
 - (ア) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき
 - (イ) 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実でない認められるとき
- カ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人等を指定管理者とすることが相応しくないと認められる場合
- キ その他愛媛県が必要と認めるとき

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、愛媛県に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合において、愛媛県は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

- ア 愛媛県が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- イ 愛媛県の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被ったとき
- ウ その他指定管理者が必要と認めるとき

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

愛媛県又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、愛媛県は指定の取消しを行うものとします。

- ア 不可抗力その他愛媛県及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合
- イ 愛媛県が当該施設を廃止又は休止する場合
- ウ 災害等の発生により、愛媛県又は施設所在市町が当該施設を避難所、広域防災拠点等として使用する場合
- エ その他愛媛県又は指定管理者が必要と認める場合

(4) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、愛媛県に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。
- イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由のいかんを問わず、次期管理者が円滑かつ支障なく、視聴覚センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14 その他

(1) 申請等に係る経費

申請（現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。）から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和6年3月31日まで）に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

愛媛県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

15 添付資料

- 資料1 愛媛県視聴覚福祉センター指定管理者業務仕様書
資料2 愛媛県視聴覚福祉センター施設等概要
資料3 愛媛県視聴覚福祉センター実績概要

16 問合せ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第1別館1階

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
障がい施設係

電話 089-912-2421

ファクシミリ 089-931-8187

電子メール syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

指定管理者募集スケジュール

令和5年 8月 1日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項の配布開始 ・ 資料の閲覧開始 ・ 現地説明会参加申込受付開始 (様式6) ・ 質問受付開始 (様式7)
令和5年 8月14日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地説明会参加申込締切
令和5年 8月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地説明会 午前10時00分から2時間程度 視聴覚センター3階研修室
令和5年 8月21日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問受付(第1回目)締切 午後5時15分まで
令和5年 8月28日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 (第1回目) に対する回答
令和5年 8月31日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項の配布終了 ・ 参加意思表明書の提出締切
令和5年 9月 4日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 (第2回目) 受付開始
令和5年 9月11日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 (第2回目) 締切 午後5時15分まで (回答は随時実施)
令和5年 9月22日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の受付開始
令和5年 9月29日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の受付締切 午後5時15分まで ・ 資料の閲覧終了
令和5年 10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理候補予定者の審査・選定
令和5年 11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者候補者の決定 ・ 指定管理者候補者の決定通知及び公表
令和5年 12月県議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の指定の議決 (例年12月上旬頃)
令和6年 1月	<ul style="list-style-type: none"> (議会の承認が得られれば) ・ 基本協定の締結
令和6年 1月~令和6年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営の準備 ・ 前任者からの引継ぎ ・ 年度別協定の締結 (3月)
令和6年 4月 1日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による管理運営の開始

別紙 2

提出書類一覧

	書 類 名	備 考
ア	指定管理者募集に係る参加意思表明書	・ 様式 1
イ	指定管理者指定申請書	・ 様式 2 (必要があれば様式 2-1)
ウ	視聴覚センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書	・ 視聴覚センターの管理運営に関する事業計画書(様式 3) ・ 視聴覚センターの管理運営に関する収支計画書(様式 4)
エ	定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
オ	申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・ 損益計算書又はこれに相当する書類については、前 3 事業年度分 ・ 申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
カ	申請書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
キ	団体の概要を記載した書類	・ 組織及び運営に関する次の事項を記載した書類(様式任意、A 4 判 2 枚以内) ・ 主たる事務所及び事務所所在地、基本金、従業員数、経営理念、方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績(社会福祉事業の活動実績を含む。)
ク	役員名簿	・ 申請書の提出日現在におけるもの
ケ	愛媛県税について、未納がない旨の証明書	・ 地方局長が発行する県税に未納がない旨の証明書 ・ 提出日において発行の日から 1 か月以内のもの
コ	法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書	・ 税務署長が発行する未納の税額がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙第 9 号書式(その 3 の 3)) ・ 提出日において発行の日から 1 か月以内のもの
サ	印鑑証明書	
シ	提出書類のうち該当のないものについての申立書	・ 様式 5 ・ 提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出